

1 定期監査の実施状況

(1) 監査対象機関及び実施箇所数

(単位：箇所、%)

区 分			監査対象箇所数 (a)	監査実施数 (b)	実施率 (b/a)		
定期 監査	普 通 会 計	知 事 部 局	本 庁	73	73	100.0	
			広 域 振 興 局	65	65	100.0	
			広域振興局以外の 出先機関	総務部所管	2	2	100.0
				政策地域部所管	1	1	100.0
				環境生活部所管	3	3	100.0
				保健福祉部所管	17	17	100.0
				商工労働観光部 所 管	8	8	100.0
				農林水産部所管	22	22	100.0
				県土整備部所管	2	2	100.0
				小 計	55	55	100.0
				小 計	193	193	100.0
	他 の 執 行 機 関 等	本 庁	14	14	100.0		
		出 先 機 関	教育委員会所管	88	88	100.0	
			公安委員会所管	16	16	100.0	
			小 計	104	104	100.0	
		小 計	118	118	100.0		
	計			311	311	100.0	
	企 業 会 計	医 療 局	本 庁	1	1	100.0	
			病 院	26	26	100.0	
		企 業 局	1	1	100.0		
計		計	28	28	100.0		
合 計			339	339	100.0		
(参考) 平成30年度の状況			(337)	(337)	(100.0)		

(2) 監査対象機関別・監査項目別 指摘件数 総括表

ア 普通会計

監査対象機関 監査項目	本 庁													広域振興局									広域振興局以外の出先機関等											合計	(参考) 平成30年 度の状況										
	知事部局						他の執行機関等							本 庁 計	他の執行機関等 計	総務部・県税部・センター	経営企画部・地域振興センター	保健福祉環境部・センター	農政部	林務部	農林部・振興センター	水産部・振興センター	土木部・センター	審査指導監	広域振興局 計	総務部	政策地域部	環境生活部	保健福祉部	商工労働観光部	農林水産部	県土整備部	教育委員会 教育事務所等			県立学校 教育委員会 計	公安委員会 警察署	広域振興局以外の出先機関等 計							
	秘書広報室	総務部	政策地域部	文化スポーツ部	環境生活部	保健福祉部	商工労働観光部	農林水産部	県土整備部	復興局	出納局	知事部局 計	議会事務局																										教育委員会事務局	選挙管理委員会事務局	人事委員会事務局	監査委員会事務局	公安委員会 警察本部	労働委員会事務局	収用委員会事務局
1 予算経理一般												0											0													0	0	1							
2 収入事務												0											0													0	0	7							
3 支出事務				1	1		1					3		1									1													4	5	15							
4 契約事務												0											0													0	0	5							
5 工事の執行												0											0													1	2	2							
6 補助金事務												0											0													0	0	3							
7 財産管理		1					1					2											0											2	2	2	4								
8 行政事務の執行												0											0													1	1	5							
計	0	1	0	1	1	1	1	0	0	0	0	5	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	1	5	0	7	0	0	0	0	1	1	0	6	2	10	23	39

イ 企業会計

監査対象機関 監査項目	医療局			企 業 局	合計	(参考) 平成30年度の 状況
	本 庁	県立病院	医療局 計			
1 予算経理一般			0	0	0	0
2 収入事務	1	1	0	0	1	1
3 支出事務	4	4	0	0	4	3
4 契約事務			0	0	0	1
5 工事の執行			0	0	0	0
6 補助金事務			0	0	0	0
7 財産管理	1	1	0	0	1	0
8 行政事務の執行			0	0	0	1
計	0	6	6	0	6	6

ア+イ 合計

普通会計	企業会計	合計	(参考) 平成30年度の 状況
0	0	0	1
0	1	1	8
14	4	18	18
0	0	0	6
3	0	3	2
0	0	0	3
4	1	5	1
2	0	2	6
23	6	29	45

※ 指摘とは、監査指摘基準(平成18年2月27日制定)別表第1又は別表第2の区分に該当するもので、「留意改善を要する事項」として報告及び公表したものである。